



社援総発 0523 第1号
平成23年5月23日

岩手県災害救助担当主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



東日本大震災に係る旅館、ホテル等を利用した避難所の一時的な利用について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災については、避難者の入浴の機会の確保のため、「東日本大震災に係る災害救助法の弾力運用について（その6）」（平成23年4月27日社援総発0427第1号）により、仮設風呂等の設置、入浴施設の利用による入浴の機会の確保及び旅館、ホテル等を利用した避難所への移転について貴職宛お願いしているところであるが、以下の点につき御了知願いたい。

なお、管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村に対して、下記内容に関する情報提供を併せてお願いする。

記

甚大な被害を受けた被災三県においては、応急仮設住宅の用地確保等の問題があるため避難所生活が長期化しているところであり、特に高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等の災害時要援護者については、被災者の二次的健康被害を未然に防止するなど十分な配慮が必要である。

このため、被災地の公共施設等の避難所で厳しい生活をしている避難者の具体的な事情を勘案して、県がやむを得ないと認める場合には、一時的に旅館、ホテル等を利用した避難所を数日間又はそれ以上利用することも差し支えないこととし、その送迎のためのバスの借上げ費等の相当な実費を含め避難所設置のための費用として国庫負担（災害救助費等負担金）の対象となる。

宮城県災害救助担当主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



東日本大震災に係る旅館、ホテル等を利用した避難所の一時的な利用について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災については、避難者の入浴の機会の確保のため、「東日本大震災に係る災害救助法の弾力運用について（その 6）」（平成 23 年 4 月 27 日社援総発 0427 第 1 号）により、仮設風呂等の設置、入浴施設の利用による入浴の機会の確保及び旅館、ホテル等を利用した避難所への移転について貴職宛お願いしているところであるが、以下の点につき御了知願いたい。

なお、管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村に対して、下記内容に関する情報提供を併せてお願いする。

記

甚大な被害を受けた被災三県においては、応急仮設住宅の用地確保等の問題があった避難所生活が長期化しているところであり、特に高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等の災害時要援護者については、被災者の二次的健康被害を未然に防止するなど十分な配慮が必要である。

このため、被災地の公共施設等の避難所で厳しい生活をしている避難者の具体的な事情を勘案して、県がやむを得ないと認める場合には、一時的に旅館、ホテル等を活用した避難所を数日間又はそれ以上利用することも差し支えないこととし、その送迎のためのバスの借上げ費等の相当な実費を含め避難所設置のための費用として国庫負担（災害救助費等負担金）の対象となる。

社援総発 0523 第 1 号
平成 23 年 5 月 23 日

福島県災害救助担当主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



東日本大震災に係る旅館、ホテル等を利用した避難所の一時的な利用について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災については、避難者の入浴の機会の確保のため、「東日本大震災に係る災害救助法の弾力運用について（その 6）」（平成 23 年 4 月 27 日社援総発 0427 第 1 号）により、仮設風呂等の設置、入浴施設の利用による入浴の機会の確保及び旅館、ホテル等を利用した避難所への移転について貴職宛お願いしているところであるが、以下の点につき御了知願いたい。

なお、管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村に対して、下記内容に関する情報提供を併せてお願いする。

記

甚大な被害を受けた被災三県においては、応急仮設住宅の用地確保等の問題があった避難所生活が長期化しているところであり、特に高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等の災害時要援護者については、被災者の二次的健康被害を未然に防止するなど十分な配慮が必要である。

このため、被災地の公共施設等の避難所で厳しい生活をしている避難者の具体的な事情を勘案して、県がやむを得ないと認める場合には、一時的に旅館、ホテル等を活用した避難所を数日間又はそれ以上利用することも差し支えないこととし、その送迎のためのバスの借上げ費等の相当な実費を含め避難所設置のための費用として国庫負担（災害救助費等負担金）の対象となる。